

神戸市看護大学学則の一部を改正する学則をここに公布する。

2022年11月10日

公立大学法人神戸市看護大学理事長 北 徹

公立大学法人神戸市看護大学学則第3号

神戸市看護大学学則（2019年4月学則第1号）の一部を改正する学則

(改正前)	(改正後)
<p>(職員)</p> <p>第6条 本学に、学長、教授、准教授、 講師、助教、 事務職員及び技 術職員その他必要な職員を置く。</p>	<p><u>特任教授、特任准教授、</u> <u>特任講師、特任助教、</u></p>

附 則

この学則は、公布の日から施行し、2022年4月1日から適用する。